

園芸農業を核とした農業クラスター形成のための支援策の充実

提言4 農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設

提言5 農地耕作条件改善事業における「集約農業型高収益作物導入促進対策」の創設

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

地域に根差した園芸農業を核とした農業クラスターを形成し、若者が暮らし稼げる地域創生を図るためには、施設園芸に適した優良農地を確保することが不可欠であり、そのための施策の充実について提言します。

【政策提言の具体的内容】

1 農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設

(1) 面積要件の設定

農地中間管理機構が借り入れた農地の整備を、農業者の費用負担や同意を求めず実施できる都道府県営事業の創設にあたり、中山間地域等の条件不利地での面積要件を、例えば、2ha程度以上に設定することを提言します。

(2) 放置された農業用施設等の撤去費の補助対象化

農地中間管理機構が借り入れた農地に放置されたハウス施設等の既存施設の撤去費について、所有者負担を伴わないよう補助対象とすることを提言します。

2 農地耕作条件改善事業における「集約農業型高収益作物導入促進対策」の創設

高収益作物への転換を図る基盤整備事業において、特に収益性が高い「施設園芸」の導入を推進するため、作付面積の増加割合に応じて促進費を助成する制度の創設を提言します。

【政策提言の理由】

1 農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設

- 「農業競争力強化プログラム」に基づく新たな基盤整備事業では、面積要件として「一定規模以上の面的まとまりのある農地」を対象とすることが検討されていますが、中山間地域が大部分を占める本県においては、面的まとまりを確保することが厳しいため、面積要件を緩和することが必要です。
- また、基盤整備事業の実施にあたり、既存の農業用施設の撤去費は、基本的には農業者の負担となりますが、農地中間管理機構が借り入れる農地の所有者は、営農意欲のない離農者や土地持ち非農家が多く、撤去費が事業推進に支障をきたすことに繋がります。

2 農地耕作条件改善事業における「集約農業型高収益作物導入促進対策」の創設

- 土地改良長期計画（H28.8月閣議決定）では、水稻作から高収益作物への転換による所得の増加が位置付けられています。本県のように耕地面積が少ない地域では、特に収益性が高い「施設園芸」の導入を推進することが必要です。